



一般廃棄物処理基本計画 〔ごみ編〕 概要版

2019年3月

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
柏市 鎌ヶ谷市

1. 計画策定の趣旨

国は1991年4月に「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」を制定し、資源の有効利用を図るとともに、2000年6月には「循環型社会形成推進基本法」を制定し、柏市及び鎌ヶ谷市（以下「構成団体」という。）で、ごみ処理事業を担っている柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「組合」という。）においても、焼却炉のダイオキシン類対策工事の実施や、さらなるごみ処理の共同化を推進するため、施策を検討・実施してきたところです。

以上のような状況を踏まえ、新たに策定する「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「基本計画」という。）は、前の計画から5年以上が経過していることや、今後も適正な廃棄物行政を推進していく必要があることから、前の計画の必要な事項について見直しを行い、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする「循環型社会の構築」を目指すものです。

2. 計画目標年度

基本計画の期間は2019年度から2028年度までの10年間とし、概ね5年ごとに見直します。また目標年度は計画期間の最終年度である2028年度とし、中間目標年度を2023年度とします。



図1 計画目標年度

3. 計画の位置付け

基本計画は、上記で示した法律および国、県の施策に基づき長期的総合的な視点でごみ処理の推進及び減量化を図るために、組合及び構成団体が実施する施策について定めるものです。

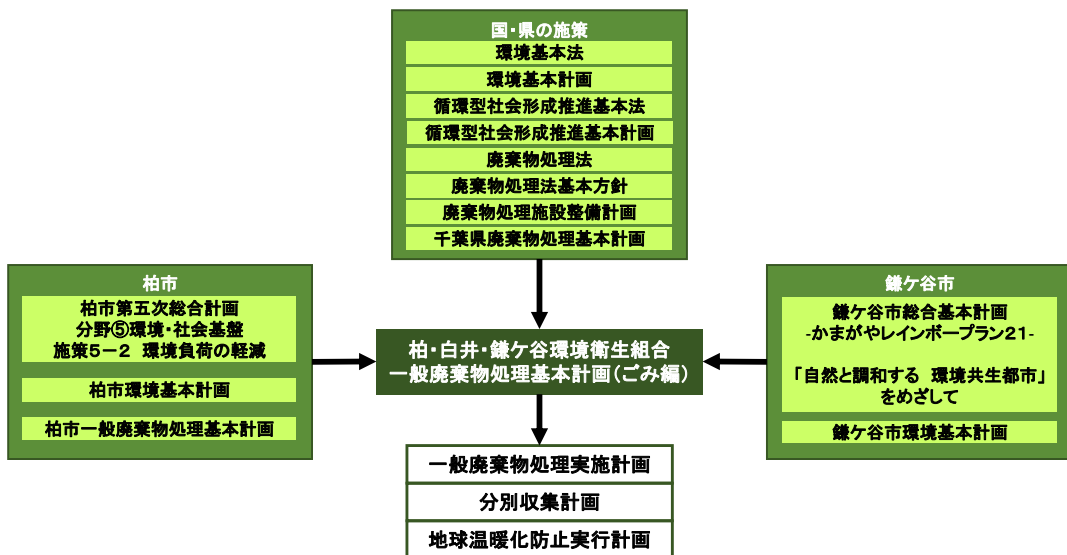


図2 基本計画の位置付け

4. ごみ処理基本計画

この基本計画では、「市民参加」と「事業者との協働」が将来の循環型社会の実現に最も重要な要素であり、市民、事業者及び行政の協働連携が柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市の将来を創造していくものであると考えています。今回、基本計画を策定するにあたり、未来の組合及び構成団体の持続可能な発展を推進していくことを目標に、基本理念は「豊かな環境を未来へつなぐ、持続可能な循環型社会の実現へ」と決めました。

そして、目標達成に向けて本計画の基本方針、将来ごみ量の目標値、施策展開は、図3に示すような体系で構成しています。

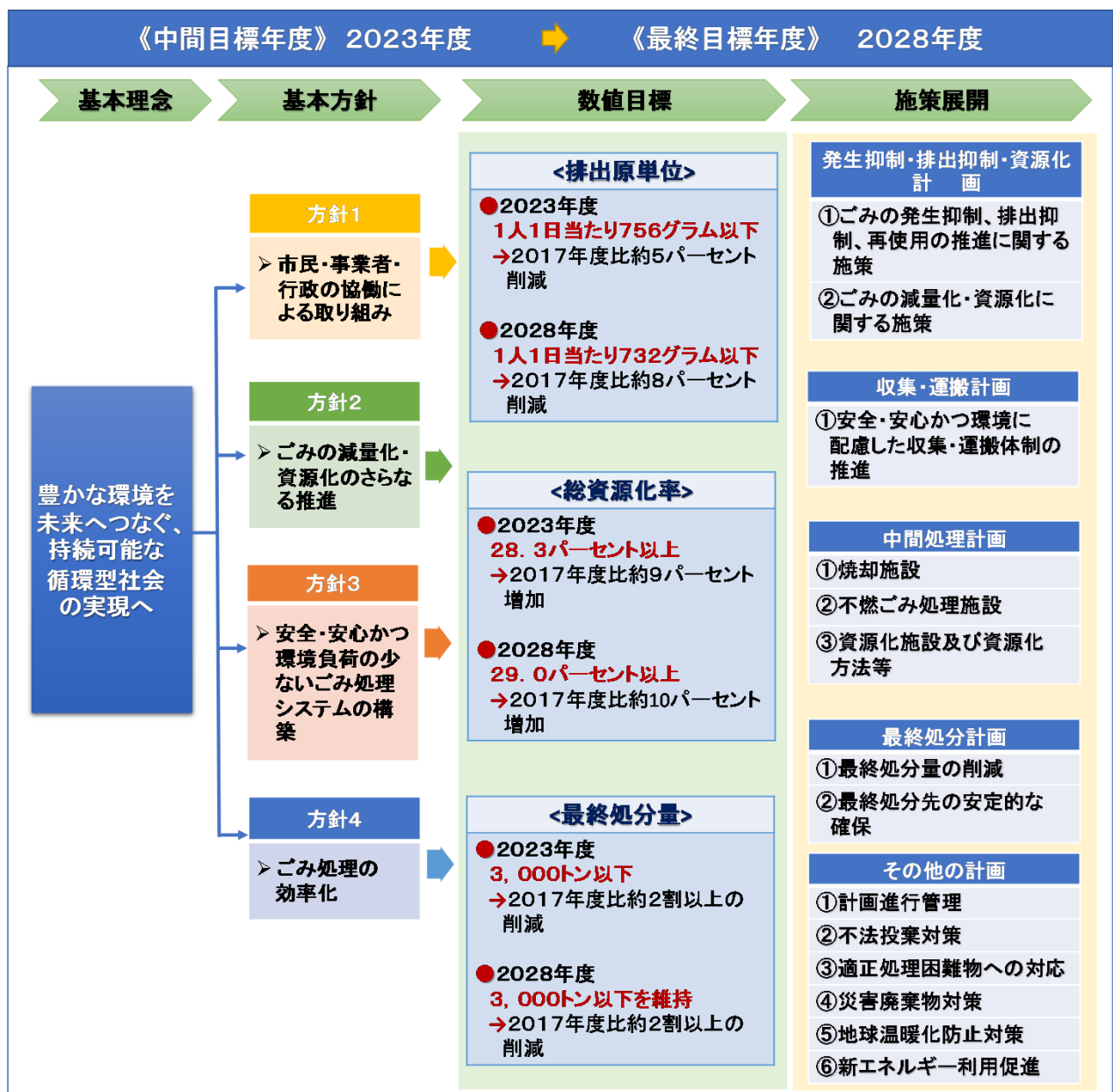


図3 施策体系図

4-1 施策実施に伴う将来ごみ量の推計

基本計画の施策実施に伴う将来ごみ量を推計した結果は、表1と図4に示すとおりです。

これは、2017年度までの実績値と2018年度以降のごみ発生量の将来推計値です。また、本概要版p.5以降に記載する各施策を実施することで、現状のまま推移した場合より大幅な削減効果を得られると考えます。

表1 施策実施後の2028年度目標値

項目	単位	2017年度実績	2028年度排出量推計値			
			現状のまま推移した場合 ①	減量効果 ②-①	施策実施後の目標値 ②	
原単位	全体(家庭系+事業系)の原単位	g/人・日	796	775	▲43	732
	家庭系みの原単位		619	595	▲33	562
資源化率	パーセント	19.3	19.3	+10.0		29.3
最終処分量		3,742	3,450	▲932		2,518
ごみ発生量	全体(家庭系+事業系)	トン/年	47,237	45,937	▲2,382	43,555
	家庭系		36,237	34,531	▲1,203	33,328
	燃やすごみ		23,625	22,382	▲754	21,628
	燃やさないごみ		2,337	2,214	▲75	2,139
	危険・有害物		21	20	▲1	19
	プラスチックごみ		2,485	2,354	▲79	2,275
	ペットボトル		440	417	▲14	403
	資源ごみ		5,579	5,286	▲178	5,108
	粗大ごみ		846	800	▲26	774
	小型家電		3	3	0	3
	有価物回収		901	1,055	▲76	979
	事業系		11,000	11,406	▲1,179	10,227
	燃やすごみ		10,772	11,169	▲1,154	10,015
	燃やさないごみ		228	237	▲25	212

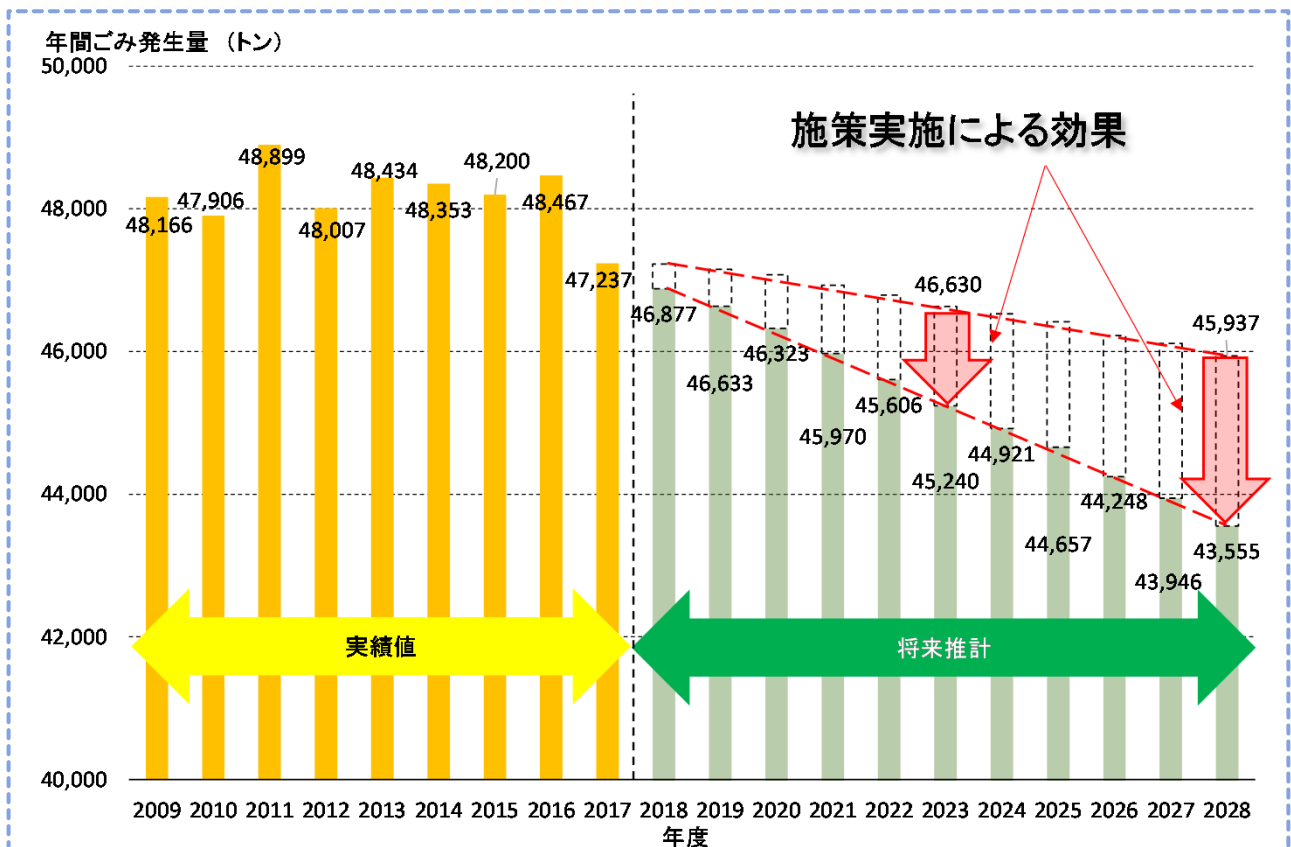


図4 ごみ発生量の実績値と施策実施に伴う将来ごみ量の推計

4-2 発生抑制・排出抑制・資源化計画

(1) 市民による取り組み

基本計画では、ごみを減らすために市民ができる行動として、市民が『**ごみ減量や環境に優しいライフスタイルへ転換していくこと**』を掲げ、ごみの発生抑制・排出抑制を基本とした『**5つの“Re”がつくアクション（行動）**』を実施します。組合及び構成団体は、市民に対してわかりやすい情報の提供、啓発等の取り組みを進めていくこととします。



図5 市民と行政による“ごみ減量や環境にやさしいライフスタイル”への転換イメージ

“もったいない”を、はじめよう。

Re♡Action ～ごみ減量は“5つのRe”から～

“5つのRe”ってどんなAction(行動)?

“5つのRe”	Action ごみを減らすためにできること。“もったいない”を、はじめよう。
1. Refuse リフューズ・ことわる ＝ごみの発生抑制	・マイバックを持参し、レジ袋をもらわない ・割り箸、調味料、おまけ類等、不要なものはもらわない
2. Reduce リデュース・へらす ＝ごみの排出抑制	・長く使えるものを選ぶ ・本当に必要なものだけを買う ・容器包装の少ないもの、詰め替えて使えるものを選ぶ ・食べられるだけの料理をつくる、残さず食べる
3. Reuse リユース・そのままつかう ＝“もの”の再利用	・いらなくなったもの(絵本、おもちゃ、衣服、家具など)を、使ってくれる人に譲ったり売ったりしてそのまま使う ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用する
4. Repair リペア・なおす ＝修理してつかう	・修理して使えるものは直して使う (洋服、おもちゃ、家具など)
5. Recycle リサイクル・またつかう ＝原料として再資源化	・びんや缶、ペットボトル、古紙、着られなくなった衣服などを資源として分別回収に出す 原料として活用され、また製品として使えるようになる

図6 『5つの“Re”がつくアクション（行動）』の概要

(2) 事業者による取り組み

事業者においても、市民と同様にごみの発生抑制、排出抑制、資源物の適正な分別排出による再資源化を行うことが必要です。事業者の自己処理責任や拡大生産者責任を踏まえ、原材料の選択や製造工程の工夫等によるごみの発生・排出抑制、資源化の向上に努めます。また、事業者が持続可能な循環型社会の構築に向けてできる行動の基本を『**自社から出るごみの排出抑制・資源化と、社会の<ごみにならない仕組み作り>を推進すること**』とします。



図7 事業者による持続可能な循環型社会の構築に向けた行動の例

(3) 組合・構成団体による取り組み

組合・構成団体は、市民・事業者との協働により、さらなるごみの減量化を目指して、ごみの発生・排出抑制・再資源化に、より重点を置いた施策の検討、実施を進めます。

また、ごみの発生、排出を抑制し、資源化し、適正な処理を行った後にもどうしても残ってしまうごみについては、その最終処分量を極力削減していくため、焼却灰等の残渣の資源化に関する手法についても検討を進めます。




図8 組合・構成団体による施策実施の方向性

(4) 各施策の内容と実施スケジュール

基本計画の各施策の内容および実施スケジュールは、以下のとおりです。

① ごみの発生抑制、排出抑制、再使用の推進に関する施策

ア) 市民に向けた施策

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
循環型社会構築のための 取り組みに関する普及啓発	・ホームページ、広報紙、ごみ減量や分別に関する小冊子、ごみ分別アプリ等といった情報提供	検討・実施(継続)	
	・市民のライフスタイルの転換を推進するためのごみ分別出前講座や各種広報	実施(継続)	
	・マイバッグ使用を市民の生活に定着させるための広報と買い物袋持参推進運動	実施(継続)	
	・紙ごみの分別徹底を図るためのごみ分別出前講座や各種広報	実施(継続)	
	・小型家電リサイクル関係のボックスや使用済インクカートリッジの回収箱設置など、市民が自らリサイクル行動を起こせるような仕組みづくり	検討・実施(継続)	
	・物の再使用・再生利用・持続可能な循環型社会構築のために有効な取組・啓発・情報提供	検討	実施(新規)
就学前から小・中学生 までを対象とした 環境学習の充実	・子どもたちのごみ減量、資源化等に関する意識を高めるための出張授業や社会科見学、プリントの配布、環境プロジェクト等、環境学習の充実	検討・実施(継続)	
他部署及び大学等との連 携による環境教育に関する 施策の検討	・他部署・大学等との連携による環境教育の効果的な施策の方向について	検討(新規)	

イ) 事業者に向けた施策

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
発生抑制・資源化・適正排 出に関する指導・啓発	・事業者の責任による処理への理解、ごみの適正な排出方法等に関する効果的な情報提供	検討・実施(継続)	
	・排出事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制に関する取り組みを要請・指導	実施(継続)	
	・一般廃棄物多量排出事業者に対する、減量に関する計画の作成、提出、指導を強化	実施(継続)	
	・排出抑制・資源化・減量化の取組について登録制度や表彰制度等の支援方策を検討・実施	検討・実施(継続)	
	・各種法律等に関する情報、処理・資源化等についてのマニュアルの活用	実施(継続)	
	・事業者に対して、物の製造、加工、販売時の過剰包装の抑制、レジ袋の削減など容器包装の簡素化やごみの発生抑制に関する情報提供	実施(継続)	
	・事業系生ごみを排出する事業者においては、食品リサイクル法に基づく資源化の取り組み推進	実施(継続)	
	・事業者が製造等を行った製品や容器等ごみになったものについては極力自主的に引き取り、循環利用が行われるよう啓発	実施(継続)	
“ごみにならない仕組みづくり”の実践に向けた情報提供・指導	・事業の過程で生じるごみへの減量化に向けた取組に関する情報の普及・啓発・指導	検討(新規)	実施(新規)

ウ) 生ごみの抑制に関する施策

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
家庭での生ごみの発生・排出抑制・減量化に関する施策	・生ごみの水切り、生ごみ処理機等の補助事業	実施(継続)	
	・組合に搬入された生ごみの資源化	検討	
	・「もったいない」という意識を高め、生ごみの減量化につながるような情報の発信・啓発	検討	実施(新規)
	・生ごみの排出抑制につながる効果的な啓発・教育の実施に向けた施策	検討	実施(新規)
事業者による食品ロス削減、生ごみの資源化・減量化に関する施策	・食品ロスの削減手法等の取組に関する情報の普及・啓発	検討	実施(新規)
	・食品ロスの削減に関して取組む事業者の登録制度や、セミナーの開催等の推進に向けた施策	検討(新規)	実施(新規)
	・事業所から発生する生ごみの減量化・適正処理に関する情報提供・啓発		実施(新規)

エ) 環境に優しい事業活動に向けた支援と実践

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
環境物品の使用促進等に関する施策	・事業者の環境物品(再資源化原料を使用した製品等)の使用(グリーン購入)の情報提供、啓発		実施(新規)
	・組合、構成団体自らが事業者としてグリーン購入・グリーン契約(環境配慮契約)等の行動		実施(継続)

② ごみの減量化・資源化に関する施策

ア) 資源回収の向上のための施策

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
分別区分見直しの検討	・ごみの資源化促進のための効果的な分別区分に関する検討、見直し	検討(継続)	
紙ごみの資源化に関する検討	・可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類の分別による有効に資源化される取組	検討(継続)	
剪定枝の資源化に関する検討	・資源化の費用対効果や成果物の利用状況を踏まえた民間事業者による剪定枝の資源化	検討(継続)	
容器包装プラスチック類の資源化の推進	・プラスチック製容器包装、ペットボトル、カレット類についての公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じた資源化		実施(継続)
焼却灰の資源化に関する検討	・検証及び分析を進め、焼却灰のエコセメント化、溶融スラグ等への将来的な資源化の実施		実施(新規)

イ) 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
排出事業者及び収集・運搬許可業者へのごみ減量化・資源化に関する指導強化	・事業系ごみの減量化・資源化のため、排出事業者及びごみの受け入れを行う収集・運搬許可業者に対して、ごみの減量や資源化を要請		実施(継続)
実効性が期待できる事業者参加型の施策の検討	・事業系ごみの減量化に関する事業者参加型の研修会・普及セミナー等の実施を含めた施策	検討(新規)	実施(新規)

ウ) 経済的手法の検討・導入

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
家庭ごみの有料化に関する検討	・家庭ごみの今後の排出状況などを考慮し、有料化のメリット・デメリット等に関する検討	検討(継続)	
事業系ごみ処理料金の適宜見直し	・事業系ごみについて、「排出者責任」の考えに則った処理料金の見直し	適宜検討・見直し(継続)	

4-3 収集・運搬計画

(1) 安全・安心かつ環境に配慮した収集・運搬体制の推進

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
安全・安心かつ効率的な収集・運搬	・収集ブロック毎の収集車両、収集頻度の格差是正、市民サービス低下を防ぐ分別区分の見直し	検討(継続)	実施(新規)
	・安全・安心かつ、より効率的な収集・運搬体制の構築の検討	検討(継続)	実施(新規)
新たな分別への対応	・新たな分別区分が追加された場合には、最適な排出方法や収集場所、収集方法を選定するとともに、収集・運搬体制の見直し	適宜検討・見直し(継続)	
福祉行政等との連携による収集サービスの実施	・高齢者社会に対応するための福祉行政との連携を図るなど、高齢者等に対するごみの収集・運搬体制	検討(継続)	実施(新規)
環境等に配慮した収集車の導入	・収集車を新たに導入する際は、環境への負荷低減に配慮した車両を採用	適宜検討・見直し(継続)	

4-4 中間処理計画

(1) 焼却施設

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
公害防止対策	・周辺地域への環境負荷の低減や安全・安定処理のため、排出基準等のモニタリングを継続的にいき、現有する施設を安定的に管理しつつ、排出ガスのさらなる発生抑制のための公害防止対策	実施(継続)	
ごみ焼却施設の延命化対策	・施設の延命化により、施設建て替えの周期が長期化され、ライフサイクルコストが低減されることや、補修・更新等により、安全性及び信頼性が向上するための施設の延命化対策	実施(継続)	
地球温暖化防止対策	・焼却工程に伴う余熱の有効利用	実施(継続)	
	・太陽光発電等、他の再生可能エネルギーの導入可能性について検討	検討(継続)	

(2) 不燃ごみ処理施設

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
不燃ごみの処理方式に関する検討	・新たな破碎処理施設の整備又は民間施設の活用について調査・検討を行うことと、業務の効率化及びごみ処理経費の削減	検討(継続)	

(3) 資源化施設及び資源化方法等

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
新たな資源化施設の整備、民間施設の活用に関する調査・検討	・現有施設の耐用年数、ごみ質の変化、資源化率の向上、財政的な効果などを考慮し、新たな資源化施設の整備又は民間施設の活用について調査・検討を行うことと、業務の効率化及びごみ処理経費の削減	検討(継続)	

4-5 最終処分計画

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
最終処分量の削減	・家庭や事業所から排出されるごみの排出抑制を推進することと、資源の分別排出を徹底し、焼却対象量を減らすことによる最終処分量の削減	実施(継続)	
最終処分先の安定的な確保	・現在、焼却灰や焼却不燃物については民間業者に処分を委託していますが、将来的に最終処分の対象となる物の受入先の安定的な確保	実施(継続)	

4-6 その他の計画

項目	施策の内容	2019～2023 (中間目標年度)	2024～2028 (最終目標年度)
計画進行管理	・本計画の施策を将来的に適正に進めるための進行管理	実施(新規)	
不法投棄対策	・ごみの適正処理を推進するために、市民・事業者・警察・組合・構成団体が連携し、監視体制の強化を図ることと、不法投棄の未然防止	実施(継続)	
適正処理困難物等への対応	・ガスボンベやピアノなど、組合では適正に処理できないごみについての販売店や民間処理事業者と協力した適正処理	検討	実施(新規)
	・市民・事業者に対しては、適正処理が困難なごみが集積所や組合の処理施設に持ち込まれることのないよう、適正な処理・処分の方法	実施(継続)	
災害廃棄物対策	・さまざまな災害等により、通常の処理が不可能な状況が生じた場合には、組合と構成団体が連携し、構成団体の「地域防災計画」等に基づき、災害廃棄物の処理	適宜検討・実施(新規)	
	・国、千葉県及び協定を締結している自治体に協力を求め、災害廃棄物の適正処理を維持	実施(継続)	
地球温暖化防止対策	・ごみ焼却による余剰エネルギーの有効利用を継続することと、ごみの収集車両の収集・運搬業者に対し低公害車の導入	実施(継続)	
	・ごみ減量施策を積極的に推進し、焼却ごみの量を減らすことと、設備改修等の実施に際しては、省エネルギー機器の導入や機能改善	検討(新規)	
新エネルギー利用促進	・環境負荷軽減のため、太陽光発電や廃棄物の焼却時における発電などの新エネルギーの利用	検討(継続)	

**柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
一般廃棄物処理基本計画〔ごみ編〕
概要版**

2019年3月

**編集・発行：柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
住所：〒273-0131 千葉県鎌ヶ谷市軽井沢 2102-1
電話：047-443-7497（代表）**

